

特定事業所集中減算に係る届出書に関するQ & A

【1 全般】

Q1-1 居宅サービス計画数に生活保護の介護扶助のみを受けている利用者（介護給付を受けていない方）も含めるのか？

A1-1 含めて計算してください。

（R4年6月20日東京都を通じて厚生労働省に確認）

Q1-2 過年度の特定事業所集中減算に係る届出書（以下「届出書」という。）について、居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の「正当な理由」の判断基準（以下「判断基準」という。）はどのようなになるか？

A1-2 過年度の届出書について正当な理由を判断することは基本的には想定されませんが、そのようなことを行う必要が生じた場合は、その当時の判断基準を用いて正当な理由の判断を行うことになります。

【2 困難事例】

Q2-1 判断基準6（2）の「（1）に準じるものとして区長が認めた居宅サービス計画」とは何か。

A2-1 「支援が困難な事例」は、原則として世田谷区又は地域包括支援センター（あんしんすこやかセンター）から紹介された事例を想定していますが、それに該当しない場合であっても「支援が困難な事例」をご担当することもあり得ると考えたため設けた規定です。6（2）に該当するとお考えの場合は、事前にお問い合わせください。

Q2-2 判断基準6の適用を受けようと考えているが、届出はどのようにするのか。

A2-2 「特定事業所集中減算に係る届出書」は、「支援が困難な事例」を含めて記入してください。

そこで割合が80%を超えた場合は、「80%を超えている場合の理由」に「6」

と記入していただき、「紹介被保険者一覧（特定事業所集中減算に係る届出書 別紙 4）」を併せてご提出ください。

※複数の種別で80%を超える場合は、種別ごとに別紙4を作成し、提出してください。

また、「支援が困難な事例」として紹介を受けたことを確認するために、支援経過記録等の写しのご提出をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。

Q2-3 判断基準6の適用を受けることを検討しているが、紹介率最高法人ではない法人が運営する事業所を位置づけた「支援が困難な事例」も居宅サービス計画の件数から除く必要があるのか。

A2-3 「支援が困難な事例」のうち、紹介率最高法人が運営する事業所を位置づけた居宅サービス計画のみ除くという取扱いで差し支えありません。

Q2-4 「世田谷区又は地域包括支援センター」とあるが、世田谷区以外の区市町村又は世田谷区以外の区市町村の地域包括支援センターも含まれるのか。

A2-4 含まれます。

Q2-5 判断基準6の適用を受けるには、世田谷区又は地域包括支援センターから特定の様式（紹介文書のようなもの）が必要か。

A2-5 特定の様式の文書は必要ありません。ただし、「支援が困難な事例」として紹介を受けたことを確認するために、支援経過記録等の写しのご提出をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。

【3 その他の理由】

Q3-1 判断基準の7「その他正当な理由があると区長が認めた場合」とはどのような場合か。

A3-1 この規定は、諸般の事情を鑑み、やむを得ないと思料する場合に適用することを想定しておりますので、事前にお示しできるようなものではございません。